

合併協定項目41 学校教育事業の取扱いについて

合併協定項目41 学校教育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 21 年 4 月 23 日提出  
始良西部合併協議会  
会 長 城光寺 俊和

学校教育事業の取扱いについて

- 1 小学校，中学校及び幼稚園については，現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 通学区域については，現行のとおりとし，新市において学区制審議会を設置して調整する。
- 3 奨学資金制度については，始良町の例により，合併翌年度から統一する。
- 4 学校施設整備計画については，現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 学校給食については，現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 幼稚園等保育料
  - (1)加治木町の幼稚園保育料については，始良町の例により合併までに調整する。
  - (2)減免措置等については，合併までに調整する。
  - (3)認定こども園の短時間利用児の保育料，減免措置等については，合併までに調整する。